

# 消防用設備等の点検及び結果報告について

## ①消防用設備等点検報告制度とは？

建物の関係者（所有者、管理者など）は、法令(消防法第17条の3の3)に基づいて設置された消火器などの消防用設備等について、定期的に点検を行い、管轄の消防署へ報告する義務があります。

## ②建物の規模と点検実施者の区分

### (1)有資格者による点検が必要な建物

次に該当する建物の消防用設備等は、有資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)に点検させなければなりません。

- ・ 延べ面積 1,000 平方メートル以上の特定防火対象物(※1)

※1 特定防火対象物とは、建物の中に特定用途(※2)が入っている建物です。

※2 特定用途とは、消防法施行令別表第1 (外部サイトへリンク) の (一) 項から (四) 項、(五) 項イ、(六) 項、(九) 項イ、(十六) 項イ、(十六の二) 項、(十六の三) 項に該当する用途です。

- ・ 地下または 3 階以上の階に「特定用途」が入居する建物で、「屋内階段が 1 つ」しかない建物

### (2)建物関係者が、自ら点検し報告できる建物について

次のどちらにも該当しない建物は自ら点検と報告が可能です。ただし、点検を行うには専門知識や点検用の専用器具が必要な場合があるため、有資格者へ点検を依頼することをお勧めします。関係者の負担も少なく、点検、報告忘れによる法令違反を防ぐことができます。

- ・ 延べ面積 1,000 平方メートル以上の特定防火対象物(※1)
- ・ 地下または 3 階以上の階に「特定用途」が入居する建物で、「屋内階段が 1 つ」しかない建物。

## ③点検を行う頻度

建物に消防用設備が設置されている場合、次のとおり 1 年に 2 回の点検が必要です。

- ・ 機器点検：6 か月に 1 回
- ・ 総合点検：1 年に 1 回

## ④消防署に点検結果を報告する頻度

建物の用途によって、1年に1回の報告または3年に1回の報告が必要です。

- ・ 特定防火対象物(※1)→1年に1回
- ・ 非特定防火対象物（共同住宅、工場、倉庫、事務所等）→3年に1回

## ⑤消防用設備等点検アプリについて

次の消防用設備の点検と報告は、スマートフォンやタブレットからアプリを使い、ご自身で行うことができます。

- ・ 消火器  
蓄圧式消火器：製造年から5年以内  
加圧式消火器：製造年から3年以内
- ・ 非常警報器具  
警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン
- ・ 誘導標識  
蓄光式のもの、電気エネルギーにより光を発するものは除きます。
- ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備  
受信機または中継器が設置されておらず、かつ、自動試験機能を有するものに限ります。

### 消防用設備等点検アプリのダウンロードはこちら

Android 端末を  
ご利用の方はこちら

Google Play



iOS 端末を  
ご利用の方はこちら

App Store



## ⑥お問い合わせ先

担当課室：火災予防課  
電話番号：04-7133-0116